

版籍奉還始末の研究 (上)

澤 田 章

(一) 序 言

版籍とは版圖戶籍の義にして、版籍奉還といへば即ち諸藩所領の土地人民を朝廷に奉還する意である。明治二年版籍奉還の實行せられたのは薩長土肥四藩の卒先上表に基くことは何人も周知の事柄である。而しながら之を以て直に四藩の力のみで歸することは出来ぬ。版籍奉還とか、廢藩置縣とか云へるが如き大問題は僅々三四藩の力のみによつて斷行せらるべきものでない。一言にしていはば社會變革の大勢に伴ふ自然の結果に外ならぬ

既に將軍徳川慶喜が政權を奉還せる上は、版籍奉還となり、廢藩置縣となるは當然歸着すべき順序である。尤も當然歸着すべき順序とはいへ、兎に角各藩諸侯が殆んど三百年に近き間、深厚なる情誼を有する土地人民を一朝にして奉還することは實に容易の事でない。随つて其間幾多の紆餘曲折を経て始めて實現せられたのである。乃ち版籍奉還始末はこの間の史實を明白ならしむる點に存せねばならぬ。

從來版籍奉還始末に就きては、或は刊本に、或

は新聞雜誌に之を公表せられたものは尠くないが多くは古老の實歴談等に基きて記述したに過ぎないことを甚だ遺憾とせざるを得ぬ。一體實歴談なるものが幾何の信據を置くに足るかは餘程考量すべき問題である。之は單にこの版籍奉還問題に就きて言ふ計りでなく、幕末維新の歴史を記述したものに殊に其類例を多く見受くる様である。今假りに此等の誤られたる記述の儘に幾百星霜を経過したとしたならば如何であらう。或は後人は之を以て眞の史實として信する外ないのではなからうか。斯くの如き事例は古き歴史に徴しても、之を稀有の事として排し去ることは出来なからうと思ふ。乃ち本論を草する所以も此等の誤傳誤解を指摘して、版籍奉還始末の真相を闡明せんと欲する微意に外ならぬ。

二 版籍奉還は大勢の歸趣

偕、版籍奉還が社會變革の大勢に伴ふ自然の結

果である事は茲に之を詳論するは其目的でないが先づ順序として其概略を述べて置きたいと思ふ。

乃ち慶應三年十月將軍徳川慶喜が政權を奉還せることは、是れ頓がて版籍奉還問題の起る所以であつて、將軍の政權奉還は單に名分上の事に過ぎぬその大政を總攬する所の實質は之に伴つて居るわけでない。土地人民の實力は依然として、之を領有して居るのであるから事實上王政維新の實を擧ぐることは出来ぬ。幕府の所領は勿論、諸藩の封土をも悉く之を處分しなければ、完全に國內統一の政治を總攬することの出来ぬのは識者を俟たずして明白なる事柄である。是に於てか同年十二月九日の大更革となり、王政復古の大號令を煥發せらるゝと共に、焦眉の問題として前將軍に辭官納地を迫ることゝなつたのである。去りながら此問題たるや、徳川氏にとつては、實に容易ならぬ難問題であつて、其内情を察すれば大に同情すべき

點も少くない。又獨り徳川氏のみならず、延いては諸藩も同一なる運命に逢着すべきは自明の理である。加ふるに、當時薩長二藩を中心とする討幕論と、土藩を中心とせる公議論、會桑二藩を中心とせる討薩論とが互字と入亂れて感情上の衝突扨格を免れなかつたのは益此問題をして紛糾に紛糾を重ねしめた所以であつて、漸くその解決の曙光を見るに至らんとしつゝある際、俄然伏見鳥羽の砲聲を聞くの已むなきに至つた次第である。

當時この辭官納地問題の紛糾たる間に立ちて、之が救解に努めたる土藩主山内容堂は朝廷廟堂の處置たる偏に幕府と會桑二藩を敵視するの意に出て、更始一新の本旨に戻るものあるを憂ひ、十二月十二日、即ち前將軍下阪の當日朝廷へ建議したことがあるが、其文中徳川内府政權を還し奉り、將軍職拜辭の上は爵一等を下り政府御入費を差上ぐるは勿論、諸侯ども之に倣ふべき筈なれども、

急激之を爲すは徒らに暴動を促すのみ緩急斟酌は越前宰相の取扱に一任し、第一議事公平の體によらんこと肝要なりとの意を陳べ、又同月二十三日尾藩主徳川慶勝が朝廷へ建議せる文中、徳川内府を始め、諸侯一般殘らず領土を返上し、普下卒濱悉く皆王土の體裁となりたる上、新に朝廷より新地を割きて封疆を定めらるれば皇化一新の境も判然と相立つべき御處分なり。されど此事は皇國永世の制度に屬せば、即今急激の御取計は如何あるべきかとの意を述べたるが如き、幕府に同情深き位置にあつた兩藩といへども、早晚版籍奉還の已むなきことは十分之を看取して居たことは推するに難からざる所である。殊にこの二十三日小御所に於ける三職會議の席上、版籍奉還論の出たことは「春嶽私記」にも記する所であつて、幕府の納地問題は頓がて諸藩の領土返上に歸着すべきは大勢避くべからざる事柄である。又聞く所によれば、

當時幕臣であつた前島密は前將軍慶喜に建議して政權を奉還せられたる以上は辭官納地は當然の事であつて、少くとも領土の三分の二を奉還せらるゝが至當であると云ふ意を陳べたといふ事である。

要するに、この納地問題たるや、緩急何れか其一を選ぶべき點に存するのであつて、幕府側の立場としては、出來得るだけ寛大の處置を欲し、此際公議輿論に訴へて事を決し、政務の用途は幕府を始め、列藩諸侯の高割を以て之を負擔することゝし、急激幕府に領土返上を迫るは餘りに酷なりとの意見であつた。然るに朝廷に於ては岩倉具視大久保利通等飽迄も強硬なる意見を持し、既に將軍にして政權を奉還せる以上は其領土をも返上せざれば名實相伴はざるのみならず、其至誠朝廷に貫徹し難しとなし、蓋徳川氏主従の激昂を買ひ、最後の手段としては、兵力に訴へても斷然舊幕府

の勢力を根柢より破壊し去る考へであつた。斯くて朝權の振張を中外に示すと共に新政の實を擧ぐるが主眼であつたらうと思ふ。

是より先、徳川慶喜の政權奉還の當日、薩長二藩に討幕の密勅が下つたのであるが、當時在京の薩藩士西郷隆盛、大久保利通、小松帶刀、長藩士廣澤眞臣、品川彌二郎等はこの密勅を奉持して各歸國し、出兵の準備をなすことゝなつた。仍つて諸藩に於ては是歲十月二十九日に至り、島津茂久忠自から兵を率ゐて上京するに一決したのである。是時に當つて、寺島宗則は窃に藩主に建議して版籍奉還の急務なる所以を説いて居る。寺島は曩に文久三年五代才助等と共に故あつて英國に滞留し一旦歸國せる後、更に慶應元年英國に留學した人で、この兩度の渡航に於て、泰西の文物を親しく見聞し、夙に封建制度廢止の持論を有して居つたことは其手記に明かである。乃ち右の建議に於て

も微臣宗則兩度西洋に渡航し、彼地の文物を見聞する毎に皇國に關することを漫録し置きたるものを筐底より取出し愚見を呈する旨を冒頭し、畢竟政權の武門に移れるは封建制度にあれば、總べて封建諸侯を廢せば眞に王道を立つるを得べし、故に勤王を唱へ、朝廷に無二の忠節を盡さんには其封土と其國人とを朝廷に奉置すべきである。去りながら公明正大なる事も急には行はれ難き事情存するものなれば、此際我藩より卒先して、先づ領圖の何分の一を朝廷へ奉還し、然る上にて幕府及列藩諸侯の領土も右の割合にて奉還すべきやう御盡力あるべし、又畿内並邊陲の警衛に當たれる軍艦兵卒の諸費の如きも、從來幕府及諸侯より支出せるものは、今後悉く朝廷より支辨し、すべて文武官共に封地によりて祿を給することを廢し、朝廷より扶持を賜はるを可とす。其他諸侯述職之事、外國直布御取締之事、天領司農等の事に至る迄、

恐れながら私心を棄て、奏聞せらるれば、則ち我が藩公の意見を天下に擴充する所以であつて誰か之を服膺せざるべき、然るに依然たる本の將軍、本の諸侯にて政權のみを朝廷に奉還するも、其名異りて、其實之に伴はず、遂には名は實に遮ぎらるゝに至るは明白なることであるといふ趣意を述べて居る。この寺島の建議に就きては大久保等も預り聞く所のものがあつたに相違なからうと思ふ

〔江藤南白〕上卷に寺島は慶應三年十二月歸朝し藩主に右の建議をなしたりとせるは誤

斯くて同年十二月九日朝廷の大更革となり、納地問題が紛糾を重ぬるに當つて、大久保は容易に王政一新の實を舉げ難きを嘆ずるや、寺島は之に對へて、政權を眞に朝廷に收めんには土地人民なかるべからず、幕府は勿論、我が藩の如きも宜しく土地人民を奉還すべきである。然る時は他藩も其例に倣ふべし。是に於て始めて國內統一の實を擧ぐるを得んと言ひ、次日更に此趣意を書して大

久保に示したと云ふ事である。

又仙臺藩に於て軍制改革の任に當つて居た眞田喜平太は將軍の政權奉還の事あるに及び、屢次藩王に建議して其上京を勧めたことがあるが、其文中、この際機を失せずして速かに上京せられ、眞の王政復古は郡縣制度ならざるべからざる所以を論じて土地人民を奉還せらるべし、是れ三百諸侯の未だ言はざる所であつて、衆に先ちて之を建議すれば天下の議論を壓するに足らんと云ふ趣意を陳べて居る。その建議の月日は詳に之を知ることの出来ぬのは聊か遺憾であるが、「仙臺戊辰史」に慶應三年十月十一日頃と頭註するのは、將軍の政權奉還の十月十四日よりも以前の事になるから、之を信することは出来ぬ。兎に角薩藩の寺島と相前後して版籍奉還論の先驅に數ふべきものであつて、大勢の歸趣する所、當に東西其軌を一にせるものと稱すべきではなからうか。尤も將軍の政權奉

還以前に於ても、既に郡縣統一論を唱ふる識者は無かつたのではない。乃ち老中松前伊豆守崇廣、阿部豊後守正外、若年寄酒井飛騨守忠毗、勘定奉行小栗上野介忠順等は皆同論者であつた。しかしながら政權奉還前の郡縣制度論は將軍を中心として全國を統一せんといふのであつて、政權奉還後の郡縣制度論とは自から異なるものである。

尙ほ此他に於ても、當時傍觀の地位にあつた諸外國人間には版籍奉還が當然の條理であることを認めて居たものは尠くなかつたやうである。英國公使パークスが千八百六十七年十一月二十七日即ち我が慶應三年十一月二日附を以て、長崎駐在の同國領事フロウエーに贈つた書翰中に「平和的の手段によりて國家の機關に一大革新を行ふに至らば日本の爲は賀すべきことなるべし、大君は政權奉還によつて誠に好模範を示されたれば、諸大名も亦其例に倣ふことなるべし、吾人は此際日本全國

の統治權を保有し、諸大名も其正當なる權力を讓りて、其監理に服従すべき強固なる一大政府の組織せられんことを希望する」意を述べて居る。偶然ではあるが、このパークスの發信の日と寺島宗則が藩主に建議した日と同日であるのも面白いではないか。

それから時日は之より少しく後の事であるが、米人ヴァンリードが、千八百六十八年五月即ち慶應四年四月横濱新報藻鹽草に新政體論を掲載した中に、「今日日本國中二百八十二の大名、各その私を營む能はざるを恐れて互に相忌み、且つ政府の力奸譎暴逆を制御するに足る者を欲せざるは大に誤てり、凡そ永世治安を欲せば、諸大各は其領地兵卒銃砲城郭金穀軍艦等に關涉する一は咸く集めて之を政府の手に委し、全國の用に供し、更に日を期して新政を行ふべし、日本の内亂を治むるの道之を棄て、他なかるべし」と論じて居る。

此等に據つて觀るも版籍奉還乃至は廢藩置縣が社會變革の大勢に伴ふ自然の結果であることは之を察知するに難からざる所である。

三 木戸孝允の版籍奉還建議の内情

幕府の納地問題は未解決の儘に伏見鳥羽の開戦となり、其結果前將軍の東歸するに及んで、朝廷に於ては征東の大號令を煥發せられたのであるが當時國帑の窮迫は實に意想外の慘憺たる有様であつて、時々刻々續生する所の多端の費用は殆んど之を支出するの途がなかつたのである。僅に御用金穀の調達によつて一時の急を彌縫しても、當面に迫れる莫大の軍資は如何にして之を處辦せんかその目算が立たない。去りさて、征東軍を出さざれば維新の大業を挫折せざるを得ぬ苦境にあつた是に於て、明治元年正月二十一日太政官札發行並會計基金參百萬兩募債の問題が廟議に上つたのである。丁度是日を以て、長藩より石州濱田領及豊

前小倉領の一部なる占領地を朝廷へ獻納せんことを上表した。

この長藩の占領地獻納の由來は舊臘藩主毛利敬親父子が勅勘解除の恩命を蒙りしに對し、其御禮として老臣毛利出雲を上京せしむることに決した。實際木戸孝允は兼ねて四境戰の結果として占領するに至つた前記石豐二國の領土を朝廷に奉還すべき議を建て、直に藩主父子の容るゝ所となつたのである。仍つて木戸は右の上表を持して上京の途に就き、元年正月二十一日入京の即日之を朝廷に上つた。其上表文には日附は十二月として文中に、「今般御沙汰之旨奉拜戴候テ雲路相開キ候上ハ石豐二國ハ素ヨリ王土ニシテ臣敬親私有ニ無之、且幕府奉歸政權不日復古之典ヲモ被爲舉行、速ニ名實相擧度次第ニ付右二國之地朝廷へ奉差上御處分奉仰候」とある。乃ち長藩全領土を擧げて奉還せんと云ふのではない、單に占領地を奉還すると

云ふのであつて、其奉還の動機より考ふるも、之を以つて直に版籍奉還の先驅と見做すことは出來ぬが、一面から言へば版籍奉還の前提たるべきものである。

朝廷に於ては正月二十三日愈々太政官札發行並會計基金參百萬兩募債の議を決定し、早々之に着手することゝなつた。此等の爲であつたか否やは判然せぬが、右の長藩よりの占領地獻納の上表に對しては、同月二十八日を以つて、追つて御沙汰ある迄、其藩に於て之を管理すべしと指令せられた。この時木戸は御沙汰書を早速兵庫なる外國事務掛伊藤博文の許に贈つたものとみえて、翌二十九日夜の日附にて、伊藤より木戸に宛てたる書翰に「御沙汰書御送り被遣慥に落掌仕候、甚恐入候次第と奉存候得共眼前の急是非御奉公可申上候先は貴答迄如此に御座候」とある。是時に當つて、大久保利通は天下の耳目を一新するを急務とし大

阪遷都の議を建てしが、廟議決するに至らず、遂に車駕親征して暫く蹕を大阪に駐め給ふといふことに決つて、二月三日天皇は二條城に行幸、百官を會して親征の詔を發せられ、東征大總督を置かるゝことゝなつた。尋いで同月六日東海、東山、北陸三道の鎮撫使を改めて、先鋒總督兼鎮撫使となし、同月九日東征諸軍の部署を定め、總裁有栖川宮熾仁親王を東征大總督に任じ、聖護院宮嘉言親王を海軍總督に任じ、同月十一日軍令及廟算書を三道總督に頒つて愈進軍することゝなつたのである。然るに進軍に要するものは莫大の軍資である。曩に議決した參百萬兩の基金に就いては京阪の富豪に諭達して募債したけれども未だ一金だも集るに至らなかつた。それ故更にこの二月十一日を以つて先づ御親征費として拾萬兩を京阪の富豪に調達すると云ふやうな始末であつたからして、莫大の軍資を支辨するには殆んど困迫したのである。是

に於て大久保は深く之を患ひ、西郷隆盛、小松帶刀等と圖り、薩藩領土の内、十萬石を朝廷へ返獻せんことを議決し、之を藩主に具陳したる結果、この十一日を以て其上表を朝廷に奉つたのである。乃ち其上表の文中「即今之形勢皇國統一之御成業ニ不至、理財之道被爲立兼候御議ト奉恐察候付、代々奉預候領地之内、十萬石、萬分一ニハ候得共爲御用途返獻仕度奉願候、全體封建之制ニテハ其力離解分裂各國比敵難相成候付、復古之實儀ニ從ヒ、鎌倉以前之如ク奉還候テ至當之儀ト奉存候得共、未時勢其宜ヲ不得次第モ可有御座ト奉存候、從來爲皇國寸補報恩仕度日夜至願仕候得共、不肯短才藩屏之任ヲ汚シ毫髮之詮モ無御座不堪浩嘆、前件一片之赤誠御憐察被仰付御許容被成下候様御執奏奉願候」とある。之に對して、朝廷に於ては三月十九日に至り、大に之を嘉賞せられたけれども當今其藩に於ても軍費多端の際、先づ返獻に及ば

すどて遂に許容の指令なかつた。されど薩藩が領土の幾分にも之を奉還せんとした精神は將に版籍奉還の先驅と稱して然るべきであらうと思ふ。

右の薩藩が領土十萬石返獻の上表を朝廷に奉つた同月、木戸孝允は議定兼副總裁たる三條、岩倉兩卿の許に一書を呈し至正至公の心を以つて、七百年來の積弊を一變し、三百諸侯をして其土地人民を還納せしむるの急務なる所以を建言した。是れ版籍奉還の議を朝廷へ差出した最初のものと見るべきである。惜しむらくは其日附が判然として居らぬ爲に、薩藩領土返獻の上表より前か後かと云ふことも明かでない。又木戸がこの建議をなすに至つた内情に就きても諸説區々たる有様であるが、薩藩の領土返獻と少からぬ關係を有して居たと云ふ點に於て相一致して居る。而しながら吾人は此等に就いて大に疑問を有するのである。先づ從來の諸説と綜合すると大要左の三説に歸するこ

とが出来やうと思ふ。

(1) 木戸孝允は薩藩に於て領土十萬石返獻の議あるを知り、長藩に於ても石豐二州の占領地を獻納しては如何と、之を伊藤博文に諮つたが、伊藤は言下に之を斥け、區々たる十萬石二十萬石を以て王政復古の大業は成就せらるべきでない。寧ろ此際斷然版籍奉還を執行し諸藩の財力兵力を悉く朝廷に集中するに如かずと論じた。そこで木戸も大に之を賛し沈思熟慮の後、遂に版籍奉還の建議をなすに至つた。

(2) 木戸、大久保等は國帑の窮迫を患ひ、大久保は薩藩領土の内十萬石を返獻せんと云ふ考を内々抱いて居た。木戸は又石豐二州の占領地を獻納して目前の急を補はばやと考へて、之を伊藤に諮つたが、伊藤は姑息の手段は百年の長計にあらずと滔々廢藩論を主張した

そこで木戸は大に之を賛し、この事を大久保に告げたが爲に大久保は遂に十萬石論を抛ち木戸は版籍奉還の建議をなすに至つた。

(3) 木戸大久保等は國帑の窮迫なるを患ひ 薩長各々十萬石宛 長藩の十萬石は石豐二州の占領地とせず説き占領地以外、別に十萬石とせずを獻納せんことを談合し、之を伊藤に諮つたが、伊藤は區々たる二十萬石何んぞ朝廷の基礎を立つるに足らんや、寧ろ一步を進めて版籍奉還を斷行すべしと主張したが爲に、木戸は之を賛して、遂に版籍奉還の建議をなすに至つた。

右の諸説は伊藤井上等諸元老の實歴談乃至はその實歴談に基きて記述したものであるが、明治元年の正月から二月の初頃に於て、木戸が、薩藩の領土十萬石返獻の議あるを知り、長藩に於ても石豐二州の占領地を朝廷に獻納せんことを兵庫なる伊藤博文に諮かつたと云ふ事は事實矛盾して居る。

石豐二州占領地獻納のことは既に前年の十二月長藩に於て決定せられ、元年正月木戸は其上表を朝廷に差出した事は上述の通りである。して見れば今更木戸がこの占領地獻納のことを伊藤に諮るべき理由がない。又大久保が木戸より伊藤の廢藩論を聞いて十萬石論は抛つたと云ふ事が、其實決して之を抛つたのではない。現に薩藩領土十萬石返獻の上表を朝廷に差出した事は、是亦上述の通りである。其他木戸と大久保とが薩長二藩より各十萬石宛を獻納せんことを談合したといふ事も殆んど信するに足りない事である。尙ほ此等の點に就いては後段に委しく考證する所に據つて御承知を願ひたい。

斯くの如くにして木戸が版籍奉還の建議をなすに至つた内情に就いては從來未だ確固たる定説もなく又その真相を究むるに足るべき資料も發見せらるゝに至らないのは誠に遺憾であるが、只この

場合人々の推測に任すより外ない。乃ち吾人の管見によれば木戸が石豊二州の占領地獻納のことを伊藤に諮つたといふのは何等信據するに足りない説であるが、この占領地上表のこのあつた後に於て、木戸は國帑の窮迫なるを憂ふるの餘り一日

兵庫に伊藤を訪うて、その意見を叩いたと云ふが如きは事實有り得べきことと思ふ。この意味に於て伊藤井上等諸元老の實歴談も或程度迄は之を尊重する必要があるのであつて、全然之を無視するわけでない。要するに石豊占領地云々の事を伊藤に諮つたといふのは實歴談その者の記憶の錯誤から起つたのであつて、必ずしも當時木戸は石豊二州の占領地獻納とか或は十萬石獻納とかの考を以て之を伊藤に諮つたと見なければならぬことはなからうと思ふ。寧ろ木戸は單に財政救済策に就いて伊藤の意見を叩き、其際薩藩に於て領土十萬石返獻の風説あることなどを告げたところが、伊

藤は區々たる十萬石二十萬石何んぞ朝廷の基礎を立つるに足らんやと言つて版籍奉還論を主張したものと見るのが穩當の説ではなからうか。尤も此等の點に關しては更に從來の諸説につきて之を詳説する必要がある。

(1) (2) (3) 説の考證

(1)の説に屬するものは、古谷久綱著「藤公餘影」の廢藩置縣の廟議決定といへる條に、左の一編は明治四十二年四月三日夜大磯滄浪閣に於て伊藤公の談話せられたる要領を筆記し、四月五日公の檢閲を経たるものなるこゝを冒頭し、次の記事がある。

戊辰正月下旬予が兵庫縣知事として神戸に奉職中のこゝなり、木戸孝九一日予を來訪して曰く、今や王政復古の世さはなりたれども、朝廷尙微力にして天下に號令するに足らざるが故に、薩摩藩よりは其所領中より拾萬石の地を朝廷に獻納せんとするの議あり、就ては毛利家よりも戰勝の結果、其領有に歸したる舊小倉領ミ石州濱田領拾五萬石を獻納しては如何やと思ひ、既

に同僚をも内々協議を爲したるこゝあり、(蓋し廣澤に協議せりこの意味なるべし) 之に關する貴君の意見は如何に予言下に之に反對して曰く、自分は斯る姑息なる處置には斷じて同意するを得ず、抑々王政復古は何事か云ふに、日本全國が中古武門武士の掌中に歸したる以前の政治の如くせんことを外ならず。即ち封建を廢して郡縣を爲し、兵力財力を朝廷に統一し、萬般の改良進歩を圖らざれば、西洋諸國に對抗するは到底思も寄らざるこゝなり。故に宜しく各藩を廢して朝廷の權力を直接外國に及ぼすの策を講ぜざるべからず之れ豈拾萬石拾五萬石の獻納にて其目的を達し得るこゝならんやと、……木戸は予の言を聞き、大に予の説を可みせしと共に、又予に注意して曰く、君の議論は正論なり、苟も王政復古といふ以上は貴説の如く爲さるべからず。併作事主家の廢滅は勿論、全天下大小名の滅亡に關するが故に、輕々に其説を口にする勿れ、今より之を公言せば成功するものも却つて失敗に終るべしと。予答へて曰く、予の言にして實行せらるれば可なり吾れ豈自ら好んで奇矯の言を弄せんやと。之にて當日

は袖別せり。其後木戸は此問題に就て大に熟慮し、元來各藩の領地なるものは中古以來天下を横領せし將軍より受領したるものなれば、苟も幕府倒れ統治の名實共に朝廷に復歸したる以上は、各藩主たるもの凡て一旦其の所領を聖天子に奉還せざるべからずこの大義名分を基礎としたる穩當なる議論を立てたり。是れ即ち版籍奉還論にして、其大義名分を基礎としたるは、全く木戸の發明に出でたるものなり。

右の記事中、正月下旬予が兵庫縣知事であるが、當時伊藤は外國事務掛の時代で、兵庫縣知事は五月以後のことである。又右豊二州の占領地獻納の事は前に述べた如く、正月二十一日に朝廷に上表したのであるから、正月下旬に再び之を獻納せんとして伊藤の意見を叩く云ふ如きは事實有り得べからざる事である。之を以て見るも此記事の信據するに足りないのは明かである。尙ほ明治三十年伊藤公が國家學會で講演せられた「本邦憲法制定の由來」と云ふのが「國家學會雜誌」第百二十三號に掲載されて居るが、其中にも右と同様の趣意が述べてあつて只月日の點が異なつて居るのみである。即ち其大要を言

へば、元年の二三月——二月の末頃か三月には入つて居らぬやうに覺えて居る。當時自分は兵庫に奉職中、一日木戸は京都より神戸に來り密に話さるゝに、何分王政復古になつても朝廷微力にして如何ともなすことが出來ぬ。それ故島津家からも拾萬石だけ朝廷へ獻納しやうと云ふ議論がある。長州に於ても、四境戰の結果占領した石豐二州の地、凡拾四五萬石を獻納しやうと云ふ議論がある、如何であらうかといふ相談を受けた云々といふのである。しかし二月末頃とすれば、薩藩領土拾萬石返獻の上表後のごことになるから事實矛盾するわけである。況んや三月初めとしては全然論外のごみである。由來この種の實際談に於て月日の正確をも望むことは望むものが無理である。右の二三月——二月の末頃と云ふのは恐らく正月の末頃と見るべきであらう。何れにしても當時長藩に於て拾餘萬石獻納の議があつたこととすれば、之を石豐二州の占領地以外に求めなければこの(1)説は成立しないのである。而かも長藩に於て拾萬石獻納の議のあつたことについては何等徵證するに足るものがない。

(2)の説に屬するものは、末松謙澄子著「孝子伊藤公」

の附篇に「版籍奉還廢藩置縣の内情」と云ふ一章がある。其中に明治元年の初、伊藤公が始めて朝官となり職を兵庫に奉じた頃の事である。當時國帑の窮迫は最も甚しかつたが爲に、朝廷の要路に立つた木戸大久保等は非常に心を勞し、大久保は薩州より石高の内、拾五萬石を獻上して國費の一端を助けばやみの考を起して居つた。木戸も石豐二州の占領地を獻納して目前の缺乏を補はゞやみ考へて、其事を伊藤に話した、伊藤は之を聞き姑息の措置は百年の大計にあらずとて、滔々廢藩論を説いた。木戸も其素志は固より公と相同じきが故に公の論旨に同意し四周の事情が困難なるに拘はらず、その方針を進めて、その年の二月に意見書を條岩三卿の許に出して廢藩の趣旨を論じたこと云ふことを記し、その註に左の文句がある。

石州濱田領全部及び豊前ノ小倉領ノ一部企救郡ハ、慶應二年ノ勝利ニ因ツテ長藩ノ占領ニ歸シテ居ツタ。同三年ノ冬毛利公父子ノ勸勸ガ解除ニナリ、御禮トシテ老臣毛利出雲ノ上京ノ時、二州ノ占領地ヲバ朝廷ニ獻納スルノ上書ヲ齎ラシ、明治元年ノ正月二十一日其書

而テ朝廷ニ出シ、二十八日朝廷ノ指令アリ、返上ハ聽サレタルモ追ツテ處分アルマデ當分長藩に御預ケト云フコトニナツタ。木戸ト伊藤トノ談論ハ其間際ノコトニ思ハル。長藩ガ占領地獻納ノ議ヲ決シタルハ木戸ガマダ藩地ニ居ツタ時デアツテ其事を藩主に建議シタノハ木戸デアツタ。大久保モ薩摩カラ拾萬石ヲ獻シ諸藩モ之ニ倣ハシメントノ意見ヲ内々抱イテ居ツタガ、木戸ノ數層進ンダ考ヲ聞クニ及ンデ拾萬石論ハ抛ツタトイフコトデアル。此事ハ大久保ノ書類ニモ木戸ノ書類ニモ見エヌガ、著者ハ慥ニ聞イタ話シデアル。世ニ皆川某著「木戸孝允傳」トイフモノガアル、是ハ著者ガ木戸薨去後起稿シテ日々新聞紙上ニ刊行セシメシモノヲ、新聞紙ニ版權ナキ時ノコトデ、皆川某ガ鐵面皮ニモ其儘集メテ一冊ノ書トナシタルモノデアル。今ヨリ之ヲ見レバ多少ノ誤謬ハアレドモ、大體ハ木戸ノ一世ヲ盡シテ居ル。其中ニモ此事ハ書イテアル。

右の本文の趣意は正しく、この説も同様である。而しながら其註文は本文の趣旨に矛盾する所があつて、頗る不徹底な難解の説である。全く本文に註文は没交渉の形である。乃ち本文の趣旨のみに就いて言へば木戸が石豊二州の占領地獻納の考は伊藤の反對の爲に實現せられずに終つて、本戸は伊藤の説を贊して遂に版籍奉還の建議をなすに至つたのである。然るに註文の趣旨に就いて見れば、石豊二州の占領地は正月二十一日朝廷に獻納の上表を差出し、同月二十八日之に對する指令があつた。木戸も伊藤との談論は其間際のことと思はるゝがあるが、既に一旦朝廷へ獻納の上表をした石豊の占領地を又木戸が獻納せんとして伊藤に諮るゝ云ふのは、事實受取り難い説である。殊に「其間際」は二十一日の間際か、二十八日の間際か極めて曖昧である。假りに二十一日の上表前を指すものとした所で、占領地獻納の事は舊臘長藩に於て決定せられたところであるから、今更木戸が其可否の意見を伊藤に諮るべき筈のものでない。又二十八日の指令後を指すものとした所で、一旦獻納の上表をし其指令のあつた占領地を再び獻納せんとして伊藤に之を諮るゝいふ事も有り得べからざる事である。次に大久保も薩摩から拾萬石獻納の考を抱いて居たが、木戸の數層進んだ説を聞くに及んで拾萬石論は抛つたことがあるのも、木戸から伊藤

の廢藩論を聞かされたが爲に拾萬石獻納の考を翻したさいふのであつて、やはり元年正月下旬頃の意味であらうが、この文句の前にある「長藩が占領地獻納の議を決したるは木戸がまだ藩地に居つた時であつて其事を藩主に建議したのは木戸であつた」といふ文句から續けて見るに、慶應三年十二月即ち木戸が占領地獻納のこゝを藩主に建議した當時のやうにも解せらるゝやうな書方である而して著者は大久保が拾萬石論を抛つたこゝはこゝは大久保の書類にも、見えぬが慥に聞いた話であると言はれて居るが、何人に聞かれた話か其點は全く要領を得て居ない。たゞ何人に聞かれた話にした所で史實は曲ぐるこゝは出来ぬ。現に薩藩に於ては二月十一日を以て領土の内拾萬石返獻の上表を朝廷へ差出したこゝは前に述べた通りであつて、大久保は拾萬石論を實現し居るのである。

尙ほ其次に著者は皆川某著なる「木戸孝允傳」に就きて云々し、其中にも右の木戸が版籍奉還の議をなすに至つた内情が書いてあるとあるが、この「木戸孝允傳」と云は皆川嘉一編「木戸小傳」明治十年刊の事であらうと思ふ。此以外

に皆川といふ人の編著に木戸孝允傳は見當らない。若し著者の言はる、「木戸孝允傳」即ち「木戸公小傳」のこゝであるとすれば、この書中には右の内情に就いて何等悉しい記事は無いのである。乃ち其大要を摘記せば、戊辰正月木戸孝允徴されて總裁局顧問となる。是より陰に天下の形勢を觀し國家の後事を想ひ、以爲らく列藩割據天下の事爲すべからざるなりと、時に長の老侯山口にあり、乃ち請ふて國に歸り、人を屏けて老侯に版籍奉還の必要を説く、老侯曰く、諾、されど此事たるや容易に之を發せば恐らく不測の變あらん、京に還り機を見て之を行ふべしと。孝允既に京に歸り、幾もなく駕に扈して東京に至る。西郷等は大總督に東北の軍に従ふ。大久保獨り東京に駐在す。是に於て孝允一日從容して大久保と天下の大勢を論じ、版籍奉還の意を語る。時に薩藩亦國費の不貲を憂ひ、石高十分一を獻せんとするの意あり、孝允の言を聞き節を擧つて諾と呼び、兩雄の意即ち合す」と云々とあつて、大久保の十萬石論を抛つたのは元年九月御東幸後の事としてある。此記事は誤謬滿載殆んご信するに足りないものである。然るに指原安三編「明治政史」には右の「木戸公小傳」

の全文が引用してある。之が復た勘からず煩をなして、益誤傳を世に弘むる仲介者もなつて居る。其例を一言へば坪谷氏の「明治歴史」國府氏の「大日本現代史」の類を始めし、民友社發行の「木戸孝允」等の諸書に見ゆる記事は何れも「木戸公小傳」乃至は「明治政史」を參考して記述したものである。これは大に注意せねばならぬ。

(3)の説に屬するものには、中原邦平氏が「防長史談會雜誌」第二十九號に掲載せられたる「版籍奉還廢藩置縣之始末」といふ論文がある。之に據れば、慶應三年十二月王政復古の大號令煥發せらるゝや、木戸孝允は石豊二州の占領地を朝廷へ獻納すべしとの議を建て、藩主毛利敬親父子の容るゝ所となつたから、翌明治元年二月二月は正月の誤植ならん木戸は右の上奏案を携へて入京し、直に之を朝廷に上つた。是れ版籍奉還の前提であるといひ、この次に左の文句がある。

初め孝允が石豊二國奉還の議を建つるや、藩内異議紛々として起り、孝允が唯朝廷の爲に盡して藩國の利害を顧みざるを咎む。孝允之を聞き、深く彼等が大勢に暗きを慨歎す。既にして、京師に入るや、朝廷の財政

窮乏なるを憂へ、大久保利通と謀り、薩長二藩より各々十萬石を貢獻せんことを欲す。孝允之を伊藤博文に告ぐ博文曰く、區々たる二十萬石、安んぞ朝廷の基礎を立つるに足らんや、寧ろ一步を進めて、三百諸侯の土地を還納せしむべし。孝允其説を可し、直に三條實美、岩倉具視に建議して、諸侯の土地を收め、維新の實を擧げんことを請ふ。

右の文意によれば、長藩に於て石豊二州の占領地獻納の上表を朝廷へ差出した後に、木戸は朝廷の財政窮乏なるを患ひ、大久保と圖つて、薩長二藩より各々十萬石宛を獻納せんことを、之を木戸より伊藤に諮つたが、伊藤の反對論の爲に、木戸は十萬石論を抛つて版籍奉還の建議をしたといふにある。而して薩藩の事に就いては中原氏は一言も論じて居られぬけれども、事實の上より言へば、大久保は十萬石論を固守して遂に二月十一日に其上表を朝廷に差出したものと解すべきである。果して然らば中原氏の説は事實の上に於て何等の矛盾もなく、一見最も有力なる説のやうである。而しながら當時木戸と大久保と相圖つて薩長二藩より各十萬石宛を獻納せんとした事

實ありや否や、又長藩に於て石豊二州の占領地以外、別に十萬石獻納の議ありしや否やは頗る疑問である。木戸が版籍奉還の事に關して、初めて其意中を大久保に漏したのは、是より後元年九月のこゝであるは彼の日記に明白なる事實であつて其以前に於て薩長二藩より各十萬石宛を獻納せんことを談合した事實は何等徵證するに足るものがない。隨つて木戸が石豊二州の占領地獻納の上表後、別に十萬石を獻納せんとしたといふ事は聊か信じ兼ねる次第であつたから、予は先年中原氏に就きて其出典を尋ねた。ところが其時中原氏の答には伊藤井上等諸元老の實話によつて記述したのみで何等記録の徵すべきものがあるのではないと云ふ事であつた。然るに伊藤公の實話は(1)説の條に述べた如く、石豊の占領地以外、別に十萬石獻納の議は見當らない。又井上侯の實話は木戸と大久保と相圖つて薩長二藩より各十萬石宛を獻納せんとして之を木戸から伊藤に諮つたこと云ふ點に於て中原氏の説と全く同一であるが、この長藩の十萬石なるものは即ち石豊二州の占領地に外ならぬといふ一事が違つて居る井上侯實話の一節に、

王政復古といつても名ばかりで實がない。江戸討伐の兵は出さにやならぬ。色々の事があるけれども、金は一文も朝廷にはありはせぬ。仕様がない。そこで木戸と大久保がこれはさう論じて見た所が、版籍を朝廷に收めにやならぬけれども、それかといふて、今急にさうしやうと云ふ譯には行かぬから、長州が十萬石、薩州が十萬石出して朝廷の困難を救はふといふのが本ぢや、長州は四境の戰爭の時に取つた、濱田と小倉、これが十萬石餘ある。それを出さうといふ論ぢや云々。

こゝある。この他、尙ほ諸元老の實話に、木戸が石豊の占領地以外、別に十萬石を獻納せんとして之を大久保と談合した話があるかも知れぬが、それは未だ管見の及ばざる所である。惟ふに中原氏の説は主として伊藤公井上侯等の實話に聞く所ありしも、長藩の十萬石乃至十萬餘石獻納の話が、石豊二州の占領地としては史實に矛盾する點あるを知つて、長藩の占領地獻納の上表後、木戸は別に又十萬石獻納のこゝを大久保に囀り、更に之を伊藤に諮つたことを見るのが最も合理的で、且つ其真相を得たものと思像せられた結果ではなからうか。

以上(1)(2)(3)説共に多く信を置くに足りないことは、右の説明によつて略明かであると思ふ。而して以上の諸説が多く伊藤公、井上侯等の實話乃至は其實話に基きて記述せられたものであることも推定に難からざる所である。

去りながら吾人は之を以て諸元老の談話を全然無視するわけではない。右の論説の中、木戸が石豊二州の占領地獻納のこみを伊藤に諮つたか、或は木戸と大久保と圖つて薩長二藩より各十萬石宛を獻納せんとして、之を伊藤に諮つたか云ふ具體的の條件を姑らく論外として考へて見るに、當時木戸は國帑の窮迫を患ひて何等か伊藤の意見を叩いたと云ふ一事は諸説を通じて之を認むるこゝが出来ぬ。この意味に於て、(1)の説は比較的事實に近い説であらうと思ふ。乃ち前にも述べた如く石豊の占領地獻納云々の事は伊藤公等の記憶の錯誤から起つたのは争ふべからざる事で、木戸は單に財政救済策に就きて伊藤の意見を叩いたものを見れば足るのである。

既に木戸と伊藤の兵庫會見を事實と認めれば、次に起る問題は其時期である。之を元年正月下旬とすなす説には聊首肯しかぬる點がある。木戸が入京したのは正月

二十一日であつて、即日石豊二州の占領地獻納の上表を朝廷へ差出したことは前述の通りである。爾來木戸は滯京し、同月二十五日に總裁局顧問を命ぜられ、同二十六、二十七日は大久保の大阪選都問題の評議に忙殺せられて居た事は大久保の日記にも明かである。次いで同二十八日は石豊二州占領地獻納に對する指令のあつた日だが是日木戸は其指令書を兵庫なる伊藤の許へ贈つた。而して伊藤からは翌二十九日夜の日附を以て、其返書を木戸に寄せた事は既に前に述べた所であるが、此書翰の内容に就いて近き頃木戸が兵庫に行つて伊藤を訪ねた事のあつた様子は更に認むる事が出来ぬ。又國帑の窮迫に就いて意見の交換をしたやうの事もない。主なる事柄は關東處置を急速にする事、人才登庸の事、外國交際の事、備前兵と英人との葛藤事件、各國公使の參内拜謁の事等で、可なり長文に涉つて居るが、財政上に關するものとしては、唯「京攝近邊及び四國中國邊幕府の領地及び諸侯の領地等にて殘處置の糧米且金錢等分取奪領勝手」の勢に御座候處從今後 朝廷の事實は費用不可計、今日より御手を被付置候而夫々凡總會計の處に分明に相知れ居不申而は、他

日大に當惑すべき事出来仕可き奉存候、是亦一大急事務なり」とあるのみである。是等の事實に據つて考ふるに元年正月下旬に於て、木戸が兵庫へ出向した形跡のない事は略之を想像し得ると思ふ。又伊達宗城の「御手留日記」によれば、正月二十四日の條に、外國事務總督たる伊達は是非木戸を大阪に伴はんと思したが、三條公は木戸を總裁局顧問に任ずるからきて之を許さず。斯くて二月朔日に至り、木戸は遂に外國事務掛を兼攝することとなつて、始めて下阪したのである。而して二月八日には最

明の萬曆時代日本人のマカオ驅逐に就て

文學博士 矢野仁一

早歸京して居た事實があるから、若し木戸が伊藤と兵庫に會見したとせば即ち右の下阪の際であつて、二月朔日以後同八日以前の間ではなからうか。果して然らば薩藩領土十萬石獻納の數日前の事に屬し、伊藤公の實話に符合する點が多いと思ふ。尤も木戸が版籍奉還の建議を三條岩倉兩卿の許に差出したのは、伊藤と會見して歸京後早々の事であるか、或は薩藩領土返獻の上表後であるかは全く不明で、何等之を推定するに足るものがない。

十六七世紀の頃日本人のマカオに往來する者が多かつた事は、近藤守重の『亞媽港紀略』(卷上)に引用せる寛永十九年(一六四二年)、明崇禎十五年)長崎平戸人別帳に、川崎や助右衛門の女房生國高

麗のものにて、慶長十六年(一六一一年、萬曆三十九年)長崎へ來り、天川へ賣渡され、切支丹になり、元和二年歸宅したと云ふ記事、又池本小四郎と云ふ者の父は生國高麗のものにて、幼にして長